

## 子育て支援事業の休止についての考え方

事業名	実施施設	町内発生
放課後児童クラブ	保育所（全施設）	<p><b>休所期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童クラブを利用する児童が通う小学校が臨時休業となっている期間</li> <li>・児童クラブを実施している保育所が、感染発生等の理由により閉所している期間</li> </ul> <p><b>再開時期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所が入所児童の保育を実施（または再開）しており、かつ児童クラブの児童の所属する小学校が授業を実施（または再開）となった場合</li> </ul> <p><b>*限定的な児童の預かりを実施する時（実施場所：ふれあいセンター）※利用には申出書が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童クラブに通う児童の小学校が感染発生の理由により3日以上の臨時休業となった場合の3日目から限定的な児童の預かりを実施する</li> <li>・児童クラブを実施している該当保育所が、感染発生の理由により閉所となった場合の3日目から限定的な児童の預かりを実施する</li> </ul>
子育て支援センター	今津子育て支援センター（町直営）	感染対策の上、実施 <b>※保育所入所児童の預かりを今津子育て支援センターで実施する場合休所</b>
	地域子育て支援センター (隠岐共生学園第二保育所内)	<p><b>休所期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に発生した場合</li> </ul> <p><b>再開時期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所での町内検査が完了し、濃厚接触者が確認されなくなった場合に感染対策の上、開所</li> </ul>
病後児保育	隠岐共生学園第二保育所（1施設）	感染対策の上、実施
一時預かり	全保育所（8施設）	感染対策の上、実施（*）
休日保育	下西保育所（1施設）	感染対策の上、実施
延長保育	全保育所（8施設）	極力早めのお迎えとする
園・園庭開放	全保育所（8施設）	<b>実施しない</b>

\*限定的な児童の預かり…医療、介護施設、保育施設、警察・消防等社会機能を維持するために必要な業務に従事している保護者及びひとり親家庭等で、事前に申出書を提出し承諾された家庭の児童を対象とする。

上表（\*）…運営法人により、条件つきでの実施をする場合があります。

※各事業の再開時期は隠岐の島町内の新型コロナウイルス感染の状況及び各保育施設の状況を考慮して決定します。

※放課後児童クラブ利用料（基本料）は、新型コロナウイルス対策による児童クラブ休止期間を日割り計算で減額します（令和2年3月より適用）